

# 研究活動公開促進助成事業実施要綱

## 1. 事業の概要について

子どもの健全な発育には、早寝・早起きや、朝ごはんの摂取といった、望ましい基本的な生活習慣の育成が必要と指摘されている。睡眠や食習慣・栄養、運動等と、子どもの健康・発育、学力、意欲等との関係について、これまでなされてきた研究や、全国で個人や各種団体の行ってきた子どもの生活リズム向上のための実践活動の成果を全国へ普及し、早寝早起き朝ごはん国民運動の推進を図る。

## 2. 事業の実施者について

これまで子どもの健康と子どもの生活リズムとの関係について研究してきた各種専門家  
これまで子どもの生活リズム向上のために様々な活動を実践してきた個人及び各種団体

## 3. 申請の受付等について

本件については、申請の締切を平成18年 月 日とする。事業については、平成19年2月28日までを委託予定期間とする。

申請の場合は、別紙様式に記入の上、早寝早起き朝ごはん全国協議会(以下「全国協議会」という)事務局まで提出すること。提出された事業計画書は全国協議会で審査し、内容が適切であると認めた場合、当該個人または団体(以下「成果公開者」という)に対して事業を委託する。

## 4. 委託経費について

(1)この委託契約で使用できる経費は、諸謝金、旅費、借料及び損料、その他経費とし、全国協議会より委託費として支出する。

(2)全国協議会は、成果公開者が委託要綱等に違反したとき、または事業の遂行が困難であると認めたときは、委託の解除や経費の全部または一部について返還を命じることができる。

(3)成果公開者が事業計画を変更する場合、または所用経費の経費区分間(諸謝金等)において流用をする場合は、あらかじめ全国協議会に計画変更を申請し、その指示を受けるものとする。

ただし、増減する額が経費区分ごとに配分された経費の20%、または10万円のいずれか高い額を超えない場合を除く。

(4)成果公開者(団体の場合はその長)の所在地等の変更を必要とする場合、及び事業の継続が不可能になった場合は、速やかに全国協議会へ連絡し指示を受けるものとする。

(参考)

諸謝金

成果報告のための打合せ等の会議出席、協力者等に対する謝金や原稿執筆謝金等

## 旅費

国内出張(資料収集、追加各種調査、成果報告のための打合せ、研究の成果発表等)のための経費(交通費、宿泊費、日当)

## 借料及び損料

器具機械借料及び損料、会場借料、物品等の使用料。ただし、成果公開者の所属する機関において事業の実施が困難な場合に限る。

## その他経費

消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、雑役務費など

## 5. 計画の実施と成果報告について

成果公開者は実施計画書に基づいて事業を実施し、事業終了後10日以内もしくは委託期間終了日のいずれか早い日までに成果物及び実施報告書を提出すること。実施報告書については、一般への公開もあり得るので留意すること。

## 6. 委託費の額の確定

全国協議会は、上記5.により提出された成果報告書について、検査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適切であると認めるときは委託費の額を確定し、成果公開者に対して通知するものとする。

## 7. 委託費の支出

- (1)委託費は、上記6.による額の確定通知後に支出する。
- (2)委託事業の実施に当たり、全国協議会が事業完了前に必要と認めるときは、上記(1)に関わらず委託金の全部または一部を、成果公開者の請求に基づき概算払することができる。
- (3)預貯金により生じた利息については、当該事業を遂行するために必要な経費に充当することとする。

## 8. 著作権等

成果公開者は、事業により発生する著作権等については、全国協議会が必要と認めるときは、無償にて使用することを許諾するものとする。

## 9. 書類の保存

成果公開者は、委託金にかかる収入及び支出を明らかにする帳簿を備え、全国協議会の請求があったときには提出できるよう、収入及び支出の事実を明らかにした領収その他の関係証拠書類とともに、事業を実施した翌年度から1年間整理保存するものとする。

## 10. その他

- (1) 成果公開に当たっては、すべての成果公開媒体・資料に、早寝早起き朝ごはん全国協議会助成事業による活動である旨を明記すること。
- (2) 全国協議会は、事業の実施が当該趣旨に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (3) 全国協議会は、事業の実施に当たり、成果公開者の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (4) 全国協議会は、必要に応じ、事業の実施状況及び経理状況について、実態調査を行うことができる。
- (5) 計画調書等に記載された個人情報については、早寝早起き朝ごはん国民協議会の助成業務以外には使用しない。
- (6) この要綱に定めることのほか、その他必要な事項は別に定める。

#### 実施計画書・報告書等の提出及びその他問合せ先

〒 151-0052 東京都渋谷区代々木神園町 3-1 国立オリンピック記念青少年総合センター内  
「早寝早起き朝ごはん」全国協議会事務局  
電話：03-6407-7767,7768